

出雲・石見諸藩の事例にみる『土芥寇讎記』の独自性

杉 岳 志

(人間文化学部地域文化学科)

How original is the information in *Dokaioshiki*?

Takeshi Sugi

キーワード…大名評判記 武家勸懲記 松江藩 浜田藩 津和野藩
daimyo, Matsue domain, Hamada domain, Tsuwano domain

はじめに

『土芥寇讎記』は、元禄三年(一六九〇)時点での大名二四三名の人物像とその領国支配についての情報を整理し、大名に対する論評を加えた書物である。これまで、元禄初年時の地方知行制の状況を示す史料として^①、あるいは大名個人に迫る史料として活用されてきた。

しかし、若尾政希氏を中心とする研究グループの共同研究により、『土芥寇讎記』は必ずしも実態を表す史料ではないことが明らかとなった。^③『土芥寇讎記』に先行する『武家勸懲記』の徳川綱重評がそのまま『土芥寇讎記』の徳川綱重(綱重の子)評に流用される事例^①などが見出されたためである。若尾氏は『土芥寇讎記』と同じような性格を持つ『武家諫忍記』『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲記後正』『武家諫懲記後正』を「大名評判記」と総称し、「大名評判記」諸本の関係を解明する必要性を指摘した。^⑤

『土芥寇讎記』については、すでにこれまでの研究で、伝本が少ない、「大名評判記」諸本の関係について述べた『武家諫懲記後正』(も

りおか歴史文化館所蔵本)の序文で言及がない^⑦、追加の情報が多く藩の内情に詳しい^⑧、阿部忠秋の評価が前後の「大名評判記」に比べて高い^⑨、『土芥寇讎記』のみ側用人の牧野成貞が登場しないなど、他の「大名評判記」とは異なる特徴を持つことがわかっている。そこで本稿では『土芥寇讎記』に改めて着目し、『土芥寇讎記』に『武家勸懲記』由来の情報がどれほど含まれているのかを検証する。

検証の対象は出雲・石見両国の諸藩とする。両国では家門の国持大名(松江藩)・譜代中藩(浜田藩)・外様小藩(津和野藩・吉永藩)・家門の分家大名(広瀬藩・母里藩)が領知支配を行っており、藩の類型や領知の規模に多様性がある。藩の類型や領知の規模に関わらず同一の傾向を見出すことができるのか、あるいはこうした要素が『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』の関係に影響を与えているのかを考えてみたい。

一 『武家勸懲記』諸本の比較

『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』を比較するにあたり、まずは『武家勸懲記』諸本の中から比較対象とする本を選定する。『武家勸懲記』に先行する『武家諫忍記』^①には内容の異なる複数の系統が存在することが明らかになっているが、『武家勸懲記』についても盛岡市中央公民館所蔵本（現もりおか歴史文化館所蔵）の内容が他の諸本と異なるとの指摘がある。『土芥寇讎記』の独自性を解明するためには、できるだけ『土芥寇讎記』と内容が重なる『武家勸懲記』を比較対象とする必要がある。『土芥寇讎記』と重なる記述が少ない『武家勸懲記』を比較対象にしてしまうと、『土芥寇讎記』の独自性を過大に評価することにりかねない。

比較対象の候補として、本稿ではA刈谷市中央図書館村上文庫所蔵本^②（以下、村上文庫本とする）・B国立公文書館内閣文庫所蔵本（以下、内閣文庫本とする）・C国立国会図書館所蔵本^③（以下、国会図書館本とする）・D南丹市立文化博物館小出文庫所蔵本（以下、小出文庫本とする）・Eもりおか歴史文化館所蔵本^④（以下、盛岡本とする）の計五点を検討した（以下、引用に際してはこのアルファベットで示す）。『武家勸懲記』にはこの他にも宮内庁書陵部所蔵本・東京国立博物館所蔵本・京都大学附属図書館所蔵本・萩市立萩図書館所蔵本などが存在するが、本稿では検討の対象に含めることができなかった。

五点の『武家勸懲記』を比較した結果、本稿では小出文庫本を『土芥寇讎記』の比較対象としつつ、適宜他の諸本も参照することとした。その理由を以下に示したい。

次に掲げる【史料1】は、浜田藩について述べた『土芥寇讎記』の一節である。

【史料1】『土芥寇讎記』巻第二十一

家中へ三ツ五分、在江戸ノ詰ヨシ、家士風俗ヲ不亂^⑤、（引用に際しては返り点を省略し、送り仮名についても適宜省略した。また、通行の字体に改めた。傍線は引用者による。以下同様）

傍線部に「在江戸ノ詰ヨシ」とあるが、これは浜田藩の記事にのみ見られる表現である。なぜこのような特殊な表現が用いられているのか。その理由は、『土芥寇讎記』編纂時に参照された『武家勸懲記』にあったと考えられる。【史料1】に対応する『武家勸懲記』の記述を見てみよう。

A 家中へ三ツ五分、在江戸之年百石付五人扶持、外二模合有、江戸詰吉、家士風俗ヲ不亂、

B 家中へ三ツ五分、在江戸詰吉、家士風俗ヲ不亂、

C 家中へ三ツ五分、在江戸ノ年百石付五人扶持、外二模合有、江戸詰吉、家士風俗ヲ不亂、

D 家中へ三ツ五分、在江戸詰吉、家士風俗ヲ不亂、

E 家中へ三ツ五分、在江戸ノ年百石二付五人扶持、外二模合アリ、江戸詰ヨシ、家士風俗ヲ不亂、

AからEのうち、BとDでは「在江戸詰吉」という【史料1】と同様の文言が用いられている（二重傍線部）。それに対し、A・C・Eには「在江戸詰吉」という文言はなく、代わりに江戸詰めの際の正当と模合についての記載がある（二重傍線部）。この二重傍線部から冒頭の「在」を除く「江戸之年百石付五人扶持、外二模合有」を削除すると「在江戸詰吉」となり、B・Dの文章に一致する。ここから、本来の文章がA・C・Eの二重傍線部であり、B・Dの「在江戸詰吉」は「江戸」が重なるために生じた誤写あるいはその転写だと考えられる。

右の検討により、【史料1】の「在江戸ノ詰ヨシ」という表現は、B・D系統の『武家勸懲記』に由来するとみてよいだろう。よって、B（内閣文庫本）とD（小出文庫本）の方がA・C・Eよりも『土芥寇讎記』に近いということになる。

【史料2】『土芥寇讎記』巻第四

国ニ鳥獣魚柴薪多シ、就中毎年国ノ名物トテ十六鳥苔公儀工献上ス、土地中之上、

【史料2】は松江藩の領知に関する一文である。これに対応する『武

家勸懲記』の記述は次の通りである。

A 国ニ禽獣魚柴薪多シ、土地中之上、

B 国ニ禽獣魚柴薪多シ、土地中ノ上、

C 国ニ禽獣魚柴薪多シ、土地中之上、

D 国ニ鳥獣魚薪多シ、就中毎年公儀名物トテ十六島ト云苔ミサキフ

リト指上ラル、土地中ノ上、

E 国ニ禽獣魚柴薪多シ、土地中之上、

AからEを比較すると、A・B・C・Eが「禽獣」と表記するのに対し、Dのみが『土芥寇讎記』と同様に「鳥獣」と表記する。さらに重要なことに、Dと『土芥寇讎記』にのみ十六島(うつぶるい)海苔の献上に関する記載がある。Dの小出文庫本を除くA・B・C・Eの『武家勸懲記』を『土芥寇讎記』の比較対象とした場合、十六島海苔の献上に関する情報は『土芥寇讎記』独自のものと誤解する恐れがある。

【史料1】と【史料2】の検討から、五点の『武家勸懲記』は内閣文庫本(B)・小出文庫本(D)系統と村上文庫本(A)・国会図書館本(C)・盛岡本(E)系統の二系統に分類可能なこと、前者の系統の記述が『土芥寇讎記』に引用されていること、そして小出文庫本には内閣文庫本に見られない情報が追加されており、その情報が『土芥寇讎記』に反映されていることが明らかとなった。以上を踏まえると、記載内容が『土芥寇讎記』に最も近いのは小出文庫本となる。一方で、『土芥寇讎記』と小出文庫本の間には齟齬も見られる。

『土芥寇讎記』巻第二十五、津和野藩の記事に「年貢所納四ツヨリ五ツ六ツ迄、押シ五ツ」とある。対応する『武家勸懲記』の記述は

A 年貢所納四ツ、在江戸之年〔脱文有〕(後略)

B 年貢所納四ツヨリ五ツ六ツマテ、押シ五ツ、

C 年貢所納四ツヨリ五ツ六ツマテ、押シ五ツ、

D 年貢所納四ツヨリ六ツ迄、押シ五ツ、

E 年貢所納四ツ、在江戸ノ年〔脱文有〕(後略)

であり、『土芥寇讎記』の「四ツヨリ五ツ六ツ」にはDの小出文庫本

ではなくBの内閣文庫本とCの国会図書館本が重なっている。この場合、小出文庫本のみを比較対象とすると、「五ツ」は『土芥寇讎記』独自の情報と判断してしまうことになる。

以上の理由により、本稿では小出文庫本を比較の対象としつつ、『土芥寇讎記』と記述が食い違う箇所については他の諸本の記述も参照することとした。

二 『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』の比較 (一) 浜田藩

出雲・石見の諸藩は石高順に『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』に登場するが、紙幅の都合上、最初に浜田藩を取り上げることにはしたい。検討の便宜上、両書で重複する箇所を網掛けを行い、適宜改行して丸番号を付した(以下同様)。

【史料3-1】『武家勸懲記』小出文庫本 巻第十五

①一、松平周防守源康賛 従五位下 卯十九歳

内室阿部播磨守女

嫡子

②本國參河、生國武州、本氏松平〔とよ〕「盛岡本―松井」、前周防守康映ノ男、周防守康次「盛岡本―重」ノ孫也、

③先祖防州康重ヨリ四代也、然ルニ御当家ノ忠臣、三州一國ヨリ天下御一偏ニ至ル迄、粉骨ノ成功不違記、因茲御恩賜二預リ、領地二所々ニ替リ今石州ニ移ル、

「盛岡本―此家伝、其古昔之儀ハ未考之、康重之父ヲハ松井左近忠次ト号ス、御当家參州一國之御時ヨリ天下御一偏ニ到ルマテ、忠次・康重國々所々ニ於テ粉骨之成功不違記、因茲御感不斜、重賞二預リ、康重ヨリ初テ松平氏ヲ拝稱シテ、名望ヲ達シテ弥忠勤ヲ励マス、(中略) 息兩人、長子主計頭・二男主水ト号ス、跡式不殘主計拝領、因茲又周防守ト改メ、専ハラ勤仕セラル、有増右ノ分ナリ、」

④居城石見ノ内浜田、本知五万八千石余、内三千石同姓久ノ丞、

五千石同甚九郎ニ配分シ、残高五万石余、新地開運上課役等都合七万二千石余有、米売生マツ払トモニ不宜、サレトモ国並ニテハ上も也、年貢所納五ツヨリ六ツ迄、家中へ三ツ五分、在江戸詰吉、家士風俗ヲ不乱、静ニシテ淳直也、国家ノ仕置吉、在所ニ禽獸魚薪マ、柴カ多シ、土地中、城本国ノ北、海辺ニテ、諸事自由、一国ノ内ニテノ上所也、

⑤家老岡田・都筑

⑥康賛当年家督ス、生得発明ニシテ、法ヲ守リ、道ヲ正ス、不忿不侈、柔和ヲ宗トシテ、行跡悠々、能ク家民ヲ哀憐スト云々、

⑦愚評議曰、此将文武ヲ学フ沙汰ナシト雖トモ、本文違ヒナクンハ、是両道トモニ学シテ其理ヲ明ラメ、内ニ慎ミ、外ニ発セラレサルカ、然ル故ニ行跡能也、案スルニ、父周防守譽レノ将タリキ、能先考ノ道徳ニナラヒ、君臣合礼シテ、悪ヲ懲シ、善ニ勸ミ、心行ヲ正シテ、以テ家民ヲ恵マル、成ヘシ、誠ニ道有人也、

【史料3-2】『土芥寇讎記』巻第二十一

①一、松平周防守源康賛 従五位下 庚午二二三三歳 紋鷲

室ハ阿部播磨守正能娘 早世

嫡子松平原之助 童名千次郎

②本國參州、生国武州、本名松井、童名松千代、周防守康映ノ子、故周防守康重ノ孫也、寛文十一年辛亥十二月二十八日叙従五位下任主計頭、延宝三年乙卯二月二十五日父康映之家督ヲ継改周防守、

③此家伝古来事不分明、中古先祖ハ松井左近忠次、有故賜松平氏号松平周防守、是ハ於遠州諏訪原度々武功有、仰ニ云、周ノ武王ノ武功ニ不劣トテ被任周防守、又諏訪原ヲハ准牧野牧原ト名付給フ、忠次子康賛也ト云云、

④居城石見之内浜田二百四十七町戸、本知五万八千石余、右之内五千石甚九郎、三千石主馬ニ配分、残高五万石余、新地開運上課役掛物等都合七万二千石余有、米能生ス、払不宜、去トモ国並ニテハ上也、年貢所納五ツヨリ六ツ迄、家中へ三ツ五分、在江戸ノ詰ヨシ、家

士風俗ヲ不乱、静ニシテ淳直也、国家ノ仕置吉、在所ニ禽獸柴薪多シ、土地中也、城本国ノ北、海辺ニテ、諸事自由、一国ノ中ニテハ上所也、

⑤家老岡田竹右衛門・都築助太夫

⑥康賛才智利発ニシテ、法ヲ守リ、道ヲ正ス、然トモ文武ノ沙汰ナシ、不忿不奢、柔和ヲ旨トシ、行跡悠々トシテ、能ク家民ヲ哀憐ス、公儀之事ハ諸事子舅阿部豊後守正武ニ窺フ故ニ越度ナシ、但女色ヲ好事節ナリト云リ、

⑦謳歌評云、此将文武ヲ学フ沙汰ナシト云トモ、本文ノ如クナラハ、両道共ニ学テ其理ヲ明、内ニ慎、外ニ発セサル故ニ行跡善ナル者歟、次ニ女色ノ事ハ本文ニ付テ思ヒ合スル事アリ、以前長円寺ト云一向宗ノ住持ト相伴康賛モ通ヒ、刺遊君ヲ請出シタル事ニ付テ、目明ト云者訴人シ、長円寺ハ遠島セラル、康賛の身体薄氷ヲ諂シカ、無御沙汰治リタリシ、必姪乱ナル失出来スル者ナレハ、慎アルヘキ事也、

両書とも、冒頭に大名の名字・名乗・本姓・実名・位階・年齢・紋・正室・嫡子の情報が記される(史料中の①。以下、丸番号で示す)。「武家勸懲記」は延宝三年乙卯(一六七五)、『土芥寇讎記』は元禄三年庚午(一六九〇)を基準に作成されているため、『土芥寇讎記』では元禄三年に合わせて情報が更新されている。この間に代替わりがなかった浜田藩では年齢・正室・嫡子の情報のみが更新されているが、代替わりがあれば当然ながら名字・本姓・紋を除く項目が更新されることになる。なお、小出文庫本は紋の記載が欠くが、村上文庫本には「紋ツタノ葉」とある。書写の過程で漏れてしまったものと推測される。

続く②の出自・略歴の記載では、童名の有無・祖父の名前・略歴に違いが見られる。

童名の記載は『土芥寇讎記』の特徴の一つである。『土芥寇讎記』に先行する『武家諫忍記』と『武家勸懲記』には童名の記載がなく、これは『土芥寇讎記』の編纂者が入手した情報であったと考えられる。祖父の名前は小出文庫本では「康次」、『土芥寇讎記』では「康重」

となつてゐる。『寛政重修諸家譜』によれば、康賚の祖父の名前は「康重」、初名は「康次」であつたので、いずれも誤りではない。小出文庫本のほか、村上文庫本・国会図書館本・内閣文庫本も「康次」とするが、盛岡本には「康重」とある。『土芥寇讎記』編纂時に参照された『武家勸懲記』でも「康重」となつてゐた可能性があり、『土芥寇讎記』の編纂者が独自に情報を入手して「康重」に修正したと判断することはできない。

一方、略歴は『土芥寇讎記』独自の情報である。【史料3-1】に補記したように盛岡本には家督の継承や周防守任官の事実が記されているが、任官日の情報は『土芥寇讎記』にしか見られない。『武家勸懲記』とは別の情報源から情報を得て記述したと考えてよいだろう。

家伝③の内容は両書で大きく異なつてゐる。盛岡本の家伝の記事は一部省略したが、諏訪原での武功や周の武王の逸話への言及はなく、『土芥寇讎記』とは重ならない。したがつて、この部分も『土芥寇讎記』の編纂者が入手した情報に基づいてゐるのだろう。

領知④の情報はほぼ一致してゐる。異なるのは、江戸からの距離が追加された点と、「米売生払トモ二不宣」が「米能生ス、払不宣」に書き換えられた点である。前者についてはその理由はわからない。江戸在住の人物が読者として想定されていたのだろうか。

後者の書き換えは、『武家勸懲記』に先行する『武家諫忍記』の段階での誤記・誤写に起因すると考えられる。『武家諫忍記』の中でも成立時期が早いとされる加賀市立図書館聖藩文庫所蔵本²⁾(以下、聖藩文庫本とする)では、当該箇所は「米コク、生払トモ二吉」と記されていた(傍点引用者。以下同様)。それが、刈谷市中央図書館村上文庫所蔵本²⁾では「米売生払共二不宣」となつてゐる。どうやら、本来「米穀生払」と表記すべきものがどこかの段階で「米売生払」と誤記され、引き継がれたらしい。だが「米売生払トモ二不宣」では意味が通らないため、『土芥寇讎記』の編纂者は「米能生ス、払不宣」と解釈したのだろう。この推論が正しければ、「米の生育と払いは共によろしくない」との記述が、「米の生育はよい、払いはよろしくない」に変化

してしまつたことになる。

⑤の家老の項目では家老たちの名前が追加された。これは『土芥寇讎記』より後に成立する「大名評判記」にも見られない、『土芥寇讎記』独自の情報である。『武家勸懲記』とは別の情報源を参照し、家老家に変更がなかつたために名前のみを追加したのである。

⑥の大名の人柄・行跡と⑦の評は、『武家勸懲記』に由来する文章と『土芥寇讎記』独自の文章が混在してゐる。人柄・行跡の項目は『武家勸懲記』をほぼすべて引用した上で新たな情報を追加しているのに対し、評の項目は『武家勸懲記』の評をすべて引用するのではなく、前半のみを採用して独自の文章を追加するという違いが見られる。

本章の検討結果を整理しておこう。『土芥寇讎記』に記載されている各項目の自身は、(一)『武家勸懲記』には見られない独自のもの、(二)『武家勸懲記』の文章に独自の文章を追加したもの、(三)『武家勸懲記』の内容をほぼそのまま踏襲したもの、の三種類に分類することができる。(一)には童名・略歴・家伝・家老の名前、(二)には人柄・行跡と評、(三)には領知が該当する。出自の項目はいずれに該当するのか確定することができない。当然のことではあるが、大名の名前や年齢、官位、正室と嫡子の情報は元禄三年(一六九〇)に合わせて適宜更新されている。

右の分類は他の諸藩の記述でも該当するのかわ、章を改めて検討することにしてしよう。

三 『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』の比較(二) その他の出雲・石

見諸藩

1 松江藩

【史料4-1】『武家勸懲記』小出文庫本 巻第二

①一、松平出羽守源綱周 従四位下 卯十七歳 紋桐又葵

(中略)

②本國三州、生国武州、先出羽守綱隆ノ息、出羽守直政ノ孫也、

③祖父直政ハ中納言秀康公ノ三男、家伝ノ子細ハ同氏越後守ノ記ニ書ス、(中略)

④居城出雲国ノ内松江、本知十八万六千石余、外ニ隱岐国ニ御預リ領アル、新田開キ運上課役懸物等外ニ七万石余有、然トモ末ノ家々々分地故ニ治ル処不足セリ、米売生シ^{（米賣）}払トモニ大抵也、年貢所納五ツ五分、家中ハ四ツ、在江戸ノ年ハ四ツ八分、百石ニ付テ一ケ月ニ銀子七十五匁宛ノ下シ銀有、国役百石ニ付ニ石宛出ス、又軍用料ト云テ外ニ七石宛先代ヨリ所納スト也、江戸詰吉、国トテモサノミ悪カラス、国ニ鳥獸魚薪多シ、就中毎年公儀名物トテ十六島ト云苔ミサキフリト指上ラル、土地中ノ上、城本国ノ西北、入海辺也、静カナル所、因幡鳥取ヘ近シ、国家ノ仕置悪儀ナシ、他国ト違ヒ領分ニテ酒ヲ造ルコトヲ禁スト聞ユ、

⑤家老小田・乙部・三谷・朝日・神谷・村松

⑥出羽守心意悠々トシテ、行ヒ正シ、未タ若年タレトモ将ノ威備ル、文武両道ヲ学フサタハ不聞、国家ノ仕置上野介・家老等相談ニテトリア行フ、

⑦愚評議曰、此将未若年ト云ヘトモ、心意行跡正シク、其上威備ル事、主将ノ法ニ叶ヘリ、(中略) サナクンハ其君私意放埒成ヘシ、然ハ則慢心邪僻ノ基ニシテ、行跡宜シカルマシ、古語曰、臣不爭則陷君於無道云々、是ニ依テ幼少成君ヲ守護シ、若将ノ後見タル臣下ノ心意、大方ニテハ叶カタシ、(後略)

【史料4-2】『土芥寇讎記』卷第四

①一、松平出羽守源綱通 従四位下侍従 庚午二三十一年 歳 紋桐 (中略)

②本国參州、生国武州、先出羽守綱隆子、故出羽守直政ノ孫也、童名万助、初綱周、後改綱近、寛文十一年辛亥八月二十五日初御目見、延宝元年癸丑十二月二十一日元服、叙従四位下任甲斐守、賜御諱字号綱周^{後改綱近、又改綱通}、同三年乙卯五月二十九日父継家督、同十二月二十七日任侍従、改出羽守也、

④居城出雲国松江^{自江戸、二百六里}、本知十八万六千石余、外ニ隱岐国ニ御預之

領アリ、新田開運上課役掛物等外ニ七万石余アリ、然トモ末之家々々分知スル故ニ治ル処不足セリ、米能生、払大抵也、年貢納所五ツ五分、家中ハ四ツ、在江戸之年四ツ八分、百石ニ付テ一箇月銀子七十五匁宛ヲ下ス銀アリ、国役百石ニ付ニ石ツ、出ス、又軍用料ト云テ外ニ七石宛先代ヨリ所納スト云云、江戸詰良、国トテモサノミ悪カラス、国ニ鳥獸魚柴薪多シ、就中毎年国ノ名物トテ十六島苔公儀工献上ス、土地中之上、城本国ノ西北ニ有、入海也、静ナル所也、因州鳥取ヘ近シ、国家ノ仕置悪キ儀ナシ、他国ト違ヒ領分ニ於テ酒造ル事ヲ禁ス、是ハ先代世上飢饉シテ米欠乏ノ砌此掟ヲ出セルト聞フ、

⑤家老乙部九郎兵衛・村松将監

右之外有小田・三谷・朝日・神谷等之事、

⑥綱通生得利根ニ、心意悠々トシテ、行ヒ正シ、未タ若年タリシ時家督相続シ、政道ハ家老共執行タリシ、成長ノ今自身政道スルニ、以前伯父松平上野介近栄後見シ家老共ト相談セシ時ヨリハ、遙ニ増ナルヘシトノ沙汰也、然トモ文武両道ヲ被学沙汰ナシ、家中ノ風俗大概也、人使ハ宜ト聞フ、祖父出羽守直政人使能、侍ヲ愛セシカトモ、客番ニシテ禄ヲ賜フ事ナク、口ニテ計情ラシク云シ故ニ、油口ト批判セシカトモ、家人共ハ懐付シト也、況ヤ詞ノ情有テ、且奉公ノ忠勤ニ依テ俸禄ヲ与賜ハ、猶以奉公ヲ可励、今ノ綱通ハ人使宜シトハイヘ共、俸禄ヲ与ル事モ稀ニ、且又油口ノ情タモナケレハ、祖父直政ニハ劣ナルヘシトナリ、

⑦謳歌評説云、綱通ノ事、本文ノ如ナランニハ、差テ悪難ナシ、利根ナリト云ルモ善也、人ニ利根・利発・利口ノ三ノ品アリ、(中略) 但成長ノ今、智恵有ト自ラ許テ慢心多キト沙汰アレハ、是邪僻ノ基ト成テ宜カルマシ、臣トシテ不諫有ヘカラス、古語曰、臣不諫則陷君於無道ト云云、次ニ、文武ヲ不学事、主将ノ大ナル疵ト云ヘシ、(後略)

松江藩の記事で注目すべきは、家伝(③)・人柄・行跡(⑥)・評(⑦)の項目である。

浜田藩の事例では『武家勸懲記』・『土芥寇讎記』の両書とも家伝を掲載していたのに対し、松江藩の場合、『土芥寇讎記』には家伝の記載がない。理由は定かではないが、『土芥寇讎記』の編纂者は松江藩松平家の家伝を掲載する必要はないと判断したようである。この点は、本稿の主題とは逆の「記載されない情報」から見える『土芥寇讎記』の独自性と言えよう。

人柄・行跡の項目では新しい情報が追加された。『武家勸懲記』と重なる部分は断定調、追加情報の部分は「遙二増ナルヘシトノ沙汰也」「人使ハ宜ト聞フ」「祖父直政ニハ劣ナルヘシトナリ」と伝聞調になっている。

評の方は『武家勸懲記』から一節だけを転用する形になっている。その割合は六一行中五行ほどであり、『土芥寇讎記』の松平綱通評は実質的に独自のものと評価してよいと思われる。

このほか、領知の項目に一文が追加されたことも指摘しておこう。これが『土芥寇讎記』編纂者の手になるものか、あるいは編纂時に参照された『武家勸懲記』の段階で追加されていたものなのか、現時点で判断することは難しい。

2 津和野藩

津和野藩では天和元年（一六八一）二月に亀井茲政から茲親へと代替わりして⁽²⁾、『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』では別の人物が取り上げられている。そこで出自・略歴については省略し、家伝以下の記事について比較することとする。

【史料5-1】『武家勸懲記』小出文庫本 卷第十九

① 一、亀井能登守源茲政 従五位下 卯五十八歳 紋丸ニ四ツ目結
(中略)

③ 此家伝本氏佐々木塩治判官高貞ノ末流タリト云云、先祖往昔ノ儀ハ未考之、祖父武州政直、織田信長・豊臣秀吉ノ時代麾下ニ候シテ国々所々軍忠ヲ励シ、(中略)

④ 居城石見ノ内津和野、本知四万五千石、内三千石舎弟貞右衛門ニ

配分シ、御旗本ニ候ス、新地運上課役掛物等都合五万五千石余有、米売生⁽⁷⁾トモニ中ノ上、年貢所納四ツヨリ六ツ迄「内閣文庫本一四ツヨリ五ツ六ツマテ」、扨シ五ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ時百石ニ付四人扶持、外ニ模合有、江戸詰吉ト雖トモ門ノ出入稠シク、其外諸法度強ク難義セシム、家士風俗不宜、民間穩カナラス、在所ニ禽獸魚柴薪有、土地中ノ上、城本国ノ南、海辺近シ、

⑤ 家老多胡・加藤・在原

⑥ 茲政文武ヲ不好、然レトモ行跡正ク、礼法ヲ専ラニシ、柔和ニシテ不忿、家民ヲ撫育シ不貪ト云云、

⑦ 愚評議曰、文武ヲ不好トイヘトモ能国家ヲ治ル有、又才智發明ニシテ道ヲ守テ嗜ヤウナレトモ政道不宜モ有、(後略)

【史料5-2】『土芥寇讎記』卷第二十五

① 一、亀井能登守源茲親 従五位下 庚午二十一歳 紋四ツ目結
(中略)

③ 此家伝佐々木五郎義清之後胤、湯三郎惟宗戦負于毛利陸奥守元就、浪々シ江州ニ来リ改惟政、後号亀井信濃守、(中略)

④ 居城石見之内津和野^{二百四十七石有}、本知四万五千石、内三千石伯父貞右衛門ニ配分、残高四万二千石、新地開運上課役掛物等都合五万五千石余、米能生ス、扨中ノ上、年貢所納四ツヨリ五ツ六ツ迄、扨シ五ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ付四人扶持、外ニ模合有、江戸詰吉ト云トモ門ノ出入稠ク、其外諸法度強難義セシム、但父茲政ノ時ヨリハ少シヨシ、家士ノ風俗不宜、民間モ不穩、在所ニ禽獸魚柴薪有、土地中ノ上、城本国ノ南、海辺近シ、自由叶フ、

⑤ 家老多胡主水・牧図書

⑥ 茲親若年タレトモ、利発也、行跡悪カラス、士民ノ政道ハ家老トモ執行フ、臣ニ善人ナキ故ニ、士モ難儀シ、民モ安楽ナラス、然トモ士民ヲ奪ヒ貪ルニハ非ス、余リ禎ニ、法度稠キ故ニ、上下迷惑ス、是老臣ノ智ナキ故也、茲親文武ヲ不学、緩々トシテ、光陰ヲ送ルニ諫ヲ入ル臣ナシ、

⑦謳歌評説云、此将若年タル故ニ、政道ヲ臣下ニ任ラル事尤ナレトモ、二十歳ニ余ル人、其臣ノ智愚善悪ヲモ不知事、才智トハ云難シ、(後略)

家伝の項目(③)は【史料5-1】と【史料5-2】で重なる所がない。前章で指摘したように、『土芥寇讎記』の家伝の項目は独自の情報に基づいて執筆されたとみてよいだろう。

領知の項目(④)は浜田藩・松江藩と同様に『武家勸懲記』の情報をそのまま転用しているが、「但父茲政ノ時ヨリハ少シヨシ」という一文が追加されている。末尾の「自由叶フ」という情報は五点の『武家勸懲記』には見られないものの、『武家勸懲記』に先行する『武家諫忍記』の聖藩文庫本に「諸事自由叶」とある。『土芥寇讎記』編纂時に参照された『武家勸懲記』にも「自由叶フ」という情報が記載されていた可能性がある。

家老の項目(⑤)では加藤・在原両名から牧図書に情報が更新された。これまでに検討した浜田藩・松江藩では家老家に変更がなかったために名前が追加されるだけであったが、津和野藩では入れ替えが行われている。

人柄・行跡(⑥)と評(⑦)は対象となる人物が異なるために『土芥寇讎記』独自の内容となっている。それでも、先代の茲政に対する「家臣や民を貪らない」という評価が茲親に対する評にも見られる。実際にそうであったのか、それともこの一文のみ流用したのか、判断材料がなく、不明とせざるを得ない。

3 広瀬藩

【史料6-1】『武家勸懲記』小出文庫本 卷第二十三

①一、松平上野介源近栄 従五位下 卯四十二歳 紋桐
内室同名但馬守女
嫡子式部

②本国三河、生国武州、出羽守直政之二男、前三河守秀康卿ノ孫、母ハ松平甲斐守忠良之女

③此家伝同名出羽守記ニ書ス、(中略)

④居城出雲之内広瀬、本知三万石、運上課役懸物等外ニ八千石余アリ、米穀生払トモ中抵也、年貢所納五ツヨリ七ツ迄、押シ五ツ五分、家中へ四ツ成、在江戸ノ年八分増并二百石ニ付テ一ヶ月ニ七十五〔内閣文庫本一三三〕匆宛下ス、国役ニ石宛出ス、江戸詰吉、国二住居シテモ悪カラス、領所ニ禽獸魚柴薪等多シ、土地中ノ上、居所静カニシテ自由吉、

⑤家老片山・鈴木

⑥近栄生得悠然トシテ、行跡静カ也、少々文武ヲ学ヒ、道ヲ守ル、国家之政道法也、

⑦愚評議曰、夫主将トシテハ、文武ヲ学ヒ、国家ヲ正シ、行跡ヲ専ラ嗜ミ、善道ニ至ル事然、三略ニ曰、夫主将ノ法ハ(中略)是目前ノ鑑成ヘシ、然ルニ近栄文武ノ道ヲ学ヒ、行跡正シク、道ヲ以テ家民之仕置セラル、ナレハ、善将タリ、最前伯父但馬守猶子トナルル、時ハ、養父ノ所行ヲ甚タ悔テ、事々諫言ヲナシ、補佐アリシトカヤ、誉レノ将ナリト云云、

【史料6-2】『土芥寇讎記』卷第二十八

①一、松平上野介源近栄 従五位下 庚午五十六 紋桐
室ハ松平若狭守直明姉

嫡子松平式部少輔近時 童名大助、寛文十三年癸巳四月二十八日始テ御目見、延宝三年乙卯十二月二十七日叙従五位下任式部少輔、

②本国參州、生国武州、童名大助、前出羽守直政ノ子、越前中納言秀康卿之孫也、永応元年壬辰十二月二十八日叙従五位下任上野介、天和二年壬戌二月十日松平越後守光長家老小栗美作・萩田主馬相論之時、内証ノ取扱悪敷ニ付高三万石之内一万五千石被召上、貞享三年丙寅七月十二日五千石御加増、都合二万石ヲ領ス、④居所出雲之内広瀬（註詳）、本知二万石、運上課役掛物等外ニ六千石有、米能生ス、払中也、年貢所納五ツヨリ七ツ迄、押シ五ツ五分、家中へ四ツ、在江戸ノ年八分増并二百石ニ付一ヶ月ニ七十三匆宛

渡ス、国役百石ヨリ二石宛出ス、勿論現米也、江戸詰ヨシ、在国ノ輩モ悪カラス、地ニ禽獸魚柴薪多シ、土地中之上、居所静ニシテ自由ヨシ、

⑤家老片山五左衛門・鈴木安右衛門

⑥近栄生得悠然トシテ、行跡静也、少々文武ヲ学ヒ、道ヲ守ル、国家仕置法ニ叶フ、但少理発過ル、

⑦謳歌評説ニ云、夫主将トシテハ、文武ヲ学ヒ、国家ヲ正シ、行跡ヲ嗜、善道ニ至ル事尤也、三略云、夫主将ノ法ハ(中略)是目前ノ鏡也、然ルニ近栄ハ文武ノ両道ヲ学ヒ、行跡正ク、道ヲ以家民ノ仕置セラルトナレハ、善将也、

これまでの事例とは異なり、広瀬藩松平近栄の記事では評(⑦)の内容が『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』で重なっている。文言に細かい異同があるとはいえず、内容は完全に丸写しである。【史料6-1】の評のみ叔父松平但馬守直良の養子であった時代の行跡に言及しているが、『土芥寇讎記』編纂時に参照された『武家勸懲記』にその記載が存在した保証はない。『土芥寇讎記』編纂時に参照された『武家勸懲記』には記載がなかったということも考えられる。

嫡子の情報・童名・略歴を除けば、『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』の記載内容はほぼ一致する。違いは石高削減に伴う数字の修正、家老の名前の追記、わずかな情報の追加といった程度である。なお、家伝は本藩の松江藩と同様に省略されている。

4 母里藩

【史料7-1】『武家勸懲記』小出文庫本 卷第三十六

①一、松平頼母助源氏 卯十四歳 紋桐
(中略)

②本国参州、生国出雲、右近大夫隆政之嗣、故出羽守直政之末子也、父直政寛文六年二月三日卒ス、息信濃守綱隆家督之時、公儀ニ違シ、新田三万石上野介・同一万石右近大夫ニ与フ、隆政暫ラク領シテ勤候セシムル所ニ、寛文三年二月十四日痲瘡ニテ死、因茲今

頼母助初メ岩千代ト号シ国本ニ有之ヲ、綱隆又公儀ニ違シ、右近跡式ヲ与フト也、

③家伝ノ様子ハ常州ノ記ニ書ス、

④領一万石、運上課役等外二千石「在、米売生^{ツマ}共中、年貢所納五ツ六ツ、押シ五ツ、一内閣文庫本より補記」、家中ハ四ツ二三三分、在江戸ノ者百石ニ付四人扶持、外ニ雑用銀ヲ与フ、家民ノ仕置等悉ク本家ノ作法ヲ守ル、

⑤家老佐々・吉村

⑥頼母助未若年タル故行跡不知、生得淳ニシテ、才智発明也、臣等是ヲ守護シ、文武ヲ進メ、弓馬等ハナラハシムルト聞ユ、

⑦「愚評議なし」

【史料7-2】『土芥寇讎記』卷第三十八

①一、松平美作守源直能 従五位下 庚午三十歳 紋桐
(中略)

②本国参州、生国出雲、童名岩千代、後改頼母、右近大夫隆政之養子、実ハ故出羽守直政之末子也、寛文六年二月三日故羽州直政卒去、息信濃守綱隆家督之時、達公儀、新田三万石弟上野介近栄・一万石同右近大夫隆政ニ配分ス、然所ニ寛文三年二月十四日右近隆政痲瘡ニテ早世ス、無子、岩千代其比ハ在所有雲州、兄羽州綱隆^{信濃守}願ヲ以、延宝元年五月八日岩千代ヲ以右近隆政之養子トシ、令継家督、改松平頼母直能、同六月二十一日初テ御目見ス、同七年己未十二月二十八日叙従五位下任美作守、

④居所出雲之内神戸、本知一万石、運上課役掛物等外二千石余有、米能生ス、扨中也、年貢所納五ツニ当ル、家中ハ四ツ二三三分ニ渡ス、在江戸之年ハ百石ニ付四人扶持、外ニ雑用銀ヲ与フ、家民之仕置以下迄悉ク本家之作法ヲ守ル、

⑤家老佐々小左衛門・吉村吉左衛門

⑥直能生得淳直ニシテ、才智発明也、幼少之時家督ヲ相続セシ故ニ、家臣等和順シテ傳立、先文武之両道ヲ諫進、次ニハ弓馬之芸ニ習シム、故ニ今於テ臣下モ皆武芸ヲ励ト聞フ、但直能生得恪齋ナ

ル歟、家老始末スルニヤ、奉公忠勤之者ヲ不賞祿、且旧好之族ヲ不取立ト云リ、

⑦評ニ云、本文之如ナラバ、君臣トモニ善人也、難ナシ、但奉公忠勤且旧好之族ニ無賞祿事ハ悪シ、賞罰ナキ君ニハ忠勤ヲ励者ナク、(後略)

母里藩の事例で注目されるのは略歴の項目(②)である。既述の諸藩では独自の情報に基づいて大名の略歴が執筆されたと考えられるが、ここでは『武家勸懲記』の情報が転載されている。【史料7-1】では、先代隆政の死去が「寛文三年」となっている(傍線部)。これが誤記であることは、直前に寛文六年の事績が記されていることから容易に判断できる。ところが、【史料7-2】にも「寛文三年」とある(傍線部)。同じ過ちを犯しているのは、そのまま書写したからとしか考えられない。『土芥寇讎記』の編纂者が参照した情報源には、直能が家督を相続するに至った経緯が記されていないのだから。家督相続後については、他の大名と同水準の独自情報となっている。『武家勸懲記』には評がなく、『土芥寇讎記』は新規に評を執筆している。「謳歌評説ニ云」ではなく「評ニ云」となっているのはこの事情を反映しているのだろうか。新規の評であるので、すべて独自の内容である。

5 吉永藩

吉永藩主加藤明友は天和二年(一六八二)に近江国水口に転封となり、翌天和三年に死去した⁽²³⁾。したがって、『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』では大名・領知とも異なる。このような場合、両書で内容が異なることはあるのだろうか。

【史料8-1】『武家勸懲記』小出文庫本 卷第三十八

①一、加藤内藏頭藤原明友 従五位下 卯五十五歳 紋巴又蛇ノ目(中略)

④居所石見之河野、本知一万石、新地運上課役等外二千石余有、米売生払共ニ中、年貢所納五ツヨリ六ツ五分迄、家中へ四ツ、

在江戸ノ年人有扶持、外ニ模合有、地ニ禽獸魚柴薪有、土地中、家民ノ仕置稠シ、ト雖トモ、順路ニシテ家風宜シ、文武諸芸ヲ学ヒ、作法等吉、民間最豊カ也、在所物毎不自由也、

⑤家老毛利・松本

⑥明友文道武略ヲ学ヒ、礼義ヲ正シ、行跡寛々トシテ、謙讓ヲ守リ、奢事ナク、家民ヲ憐ミ、誠ニ誉レ有将也、

⑦「愚評議なし」

【史料8-2】『土芥寇讎記』卷第四十

①一、加藤佐渡守藤原明英 従五位下 庚午三十九歳 紋下り藤(中略)

④居所江州水口^{龍野}、本知二万石、新地開運上課役掛物等外二千八百石余有、米能ク生ス、払ヒヨシ、年貢所納五ツ五分ヨリ七ツ余迄、家中へ四ツ、在江戸之年人有扶持、外ニ模合有、地ニ禽獸柴薪川魚有、土地上、家民ノ仕置稠ト云トモ、順路ニシテ家風ヨシ、大名之流タル故ニ大様成所有テ、家士文武芸ヲ嗜ミ、作法等ヨシ、民間尤モ豊也、在所京近キ物^{成物}毎自由也、

⑤家老毛利团右衛門・川村権左衛門

⑥明英文武ヲ学ビ、礼義ヲ正シ、行跡寛然トシテ、謙讓ヲ守リ、奢事ナク、家民ヲ哀、才智理弁ニシテ、有誉将也、

⑦明英文武之如クナラバ聊難アルマジ、父内藏助明友隠ナキ学者タリシ、二代有文武学、行跡善ナル事、本文ニ誉アルト云ハ尤也、

此将善人之可謂良将物ニヤ、

領知の情報(④)は転封に伴って更新されているが、藩政に関わる部分はそのまま踏襲されている。加藤家による統治には継続性があるから、転封後も変更がない事項もあるだろう。しかし水口藩の「民間尤モ豊也」というのははたして実態を反映しているのだろうか。吉永藩の記述(こちらにも実態を反映しているのか、検討を要する)がそのまま転載された可能性が高く、『土芥寇讎記』の記述のみを根拠に元禄三年(一六九〇)時点の水口藩の領民が豊かだったと評価するのは難しいように思われる。

人柄・行跡の項目(⑥)では、先代明友の人柄と行跡が明英の人柄と行跡としてそのまま転載されている。若尾政希氏は『土芥寇讎記』の徳川綱豊評が『武家勸懲記』の徳川綱重(綱豊の父)評の引き写しであると指摘しているが、加藤家の場合、父の記事から転用されたのは評ではなく人柄と行跡であった。

評(⑦)は母里藩と同様に新規に執筆されている。傍線部の一節は本文の人柄と行跡を明英のものとする立場から父明友に比しており、明友の人柄と行跡を転用するという本文の経緯が反映されていない。文面通りに受け取れば、評者は本文の執筆には携わっていなかったようである。

本章の検討から明らかになった『土芥寇讎記』の特徴を列挙すれば、家伝を省略(松江藩・広瀬藩)、評を丸写し(広瀬藩)、家督継承までの略歴を転載(母里藩)、父の人柄と行跡を子の人柄と行跡として転用(吉永藩)となる。巻が下ると『武家勸懲記』と内容が重複する割合が多くなっている。その理由としては、小藩の情報が多かった、小藩には関心がなかった、編纂者が複数いたとすれば力量の違いにより担当巻の内容に精粗が生じたなどが考えられるが、その検討は今後の課題としたい。

おわりに

本稿は『武家勸懲記』と『土芥寇讎記』を比較し、『武家勸懲記』から『土芥寇讎記』に引用された内容と『土芥寇讎記』独自の内容の選別を行った。検討によって得られた結論は次の通りである。

まず、本稿で検討した五点の『武家勸懲記』の中で『土芥寇讎記』に最も近い内容を持つと考えられたのは小出文庫本であった。ただし他の本の方が小出文庫本よりも近い内容を持つ箇所もあることから、小出文庫本よりもさらに内容に近い『武家勸懲記』が存在したと考えられる。

『土芥寇讎記』の記事には、(一)『武家勸懲記』には見られない独

自のもの、(二)『武家勸懲記』の文章に独自の文章を追加したもの、(三)『武家勸懲記』の内容をほぼそのまま踏襲したもの、の三種類が存在する。

『武家勸懲記』の情報を踏襲せず、独自の情報源から情報を得て作成されたと考えられるのは、童名・略歴・家伝・家老の項目である。大名の名前や年齢、官位、正室と嫡子の情報も、元禄三年(一六九〇)に合わせて更新されている。

『土芥寇讎記』の人柄・行跡と評は『武家勸懲記』の文章に独自の文章を追加したものが中心であったが、広瀬藩の事例では人柄・行跡・評とも『武家勸懲記』の内容がそのまま転載されていた。また、『土芥寇讎記』に記された水口藩主加藤明英の人柄と行跡は、『武家勸懲記』に記された父明友の人柄と行跡の引き写しであった。人柄・行跡・評とも一概に分類することは難しく、今後の検討が必要である。

領知の情報は概ね『武家勸懲記』の内容がそのまま『土芥寇讎記』に踏襲されていた。転封があった場合は情報が更新されるはずであるが、旧領の情報がそのまま転載されている疑いのある箇所も見られる。

最後に、今後の課題として次の二点を挙げよう。

一点目は、『武家勸懲記』のさらなる調査である。第一章で述べたように、本稿では一部の『武家勸懲記』しか『土芥寇讎記』の比較対象候補とすることができなかった。小出文庫本よりも比較対象としてふさわしい『武家勸懲記』が存在するの否か、調査を行う必要がある。

二点目は、本稿で取り上げることのなかった類型の大名の検討である。本稿では家門の国持大名(松江藩)・譜代中藩(浜田藩)・外様小藩(津和野藩・吉永藩)・家門の分家大名(広瀬藩・母里藩)の事例を検討したが、その他にも御三家・甲府徳川家・外様国持大名・幕閣など、検討すべき大名は少なくない。本稿の結論とは異なる事例も存在すること予想される。本稿の成果を踏まえ、今後検討していきたい。

- (1) 金井圓『土芥寇讎記』における幕藩体制の一表現』『信濃』三一六、一九五一年、鈴木寿『近世知行制の研究』日本学術振興会、一九七二年、藤井讓治『幕藩制領主論』『日本史研究』一三九・一四〇合併号、一九七四年、今野真『土芥寇讎記』と大名論』J・F・モリス・白川部達夫・高野信治編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年。
- (2) 大森映子『元禄期の幕政と大名たち』日本放送出版協会、一九九九年。
- (3) 共同研究の成果は、『大名評判記』の基礎的研究』科学研究費補助金・基盤研究(A)プロジェクト研究報告書Ⅰ、二〇〇六年(以下『報告書』Ⅰと略記する)ならびに『大名評判記』の基礎的研究Ⅱ』科学研究費補助金・基盤研究(A)プロジェクト研究報告書Ⅱ、二〇〇七年(以下『報告書』Ⅱと略記する)にまとめられている。
- (4) 若尾政希『大名評判記』諸本について』『報告書』Ⅰ、九頁。
- (5) 同右。この指摘を踏まえた論考として、望月良親「読まれる女性たち」『書物・出版と社会変容』八、二〇一〇年、蝦名裕一「大名評判記」における仙台藩伊達家の記述について』『東北アジア研究』一六、二〇一二年。
- (6) 若尾前掲注四論文、一頁。
- (7) 同右、五頁。
- (8) 矢森小映子『武家諫忠記』『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲後正』諸本の比較』『報告書』Ⅰ、一七四頁。
- (9) 小川和也『幕藩制国家確立期における「仕置」標準の展望』『報告書』Ⅰ、一一二頁。
- (10) 杉岳志『土芥寇讎記』の成立をめぐる一考察』『報告書』Ⅰ、一五八頁。
- (11) 『報告書』Ⅱ所収の諸論考を参照。
- (12) 若尾前掲注四論文、八頁。
- (13) 国文学研究資料館所蔵マイクロフィルムを使用した。
- (14) 国立国会図書館デジタルコレクションにて公開されている画像データを使用した。
- (15) 国文学研究資料館新日本古典籍データベースにて公開されている画像データを使用した。
- (16) 国文学研究資料館新日本古典籍データベースにて公開されている画像データを使用した。
- (17) 若尾政希「はじめに」『報告書』Ⅱ、iii頁。
- (18) 東京大学史料編纂所所蔵。同所蔵史料目録データベースにて公開されている画像データを使用した。
- (19) 『新訂寛政重修諸家譜』六、続群書類従完成会、一九六四年、三三四頁。
- (20) 国文学研究資料館所蔵マイクロフィルムを使用した。
- (21) 同右。
- (22) 『新訂寛政重修諸家譜』七、続群書類従完成会、一九六五年、二二三頁。
- (23) 『新訂寛政重修諸家譜』一三、続群書類従完成会、一九六五年、九頁。
- (24) 注四に同じ。
- 〔付記〕本稿脱稿後、『武家和諫』の存在を若尾政希氏にご教示いただいた。同書と『土芥寇讎記』の関係については別稿で検討することとした。本研究はJSPS科研費18H03584の助成を受けたものである。
- (受稿二〇二二年九月三〇日、受理二〇二三年十一月九日)